

津市文化団体活動補助金交付要綱

令和6年3月29日訓第57号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市文化芸術団体連絡協議会が実施する文化団体活動を支援することにより、本市における文化、芸術及び芸能の振興とその普及を図るとともに、市民文化の向上に寄与するため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の補助金は、文化団体活動補助金（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第3条 補助金は、津市文化芸術団体連絡協議会に対し、次に掲げる事業に要する費用（以下「交付対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

- (1) 各種文化団体相互の連絡、協力等に関する事業
- (2) 文化、芸術及び芸能の振興に係る研究及び活動に関する事業
- (3) 機関誌等の発行等広報に関する事業
- (4) その他市長が適当と認める研究及び活動に関する事業

(補助金の額)

第4条 補助金は、交付対象経費の額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(交付申請の期限)

第5条 規則第3条第1項の別に定める期日は、毎年度4月末日とする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条の市長が定める期日は、補助金の交付の申請をした者が規則第6条の規定による決定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日とする。

(実績の報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の

決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 交付対象経費を支払ったことを証する領収書又はこれに類する書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類
(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和6年4月1日から施行する。